

事務名	プール等再開届（学校プールを除く。）
根拠法令	プール等取締条例施行規則第9条第2項

許可経営者又は届出経営者は、プール等を休止した後に再開しようとするとき、又は廃止したときは、再開(廃止)届(別記第八号様式)を、知事に提出しなければならない。